

○池田町環境保全に関する条例  
昭和49年3月27日条例第6号  
改正  
平成12年3月21日条例第4号  
池田町環境保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住民の、健康で文化的な生活を確保するため公害の発生を防止し、生活環境及び自然環境の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境保全 住民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるよう、生活環境その他自然環境を保全し、又は保護することをいう。

(2) 公害 事業活動その他、人の活動に伴なつて生ずる排液、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。

(3) 特定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙を発生し、又は汚水もしくは廃液(以下「汚水等」という。)を公共用水域に排出し、又は騒音を発生し、又は悪臭を発生する施設であつて規則で定めるものをいう。

2 この条例にいう「自然環境」には自然資源(山岳、溪谷、河川、森林をいう。)の景観を含むものとする。

3 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、並びに動植物及び生育環境を含むものとする。

(町の責務)

第3条 町は環境保全を図るため、自然的、社会的条件に応じたあらゆる施策(以下「施策」という。)を策定し、これを実施しなければならない。

2 町は環境保全を図るため、常に自然破壊及び公害の発生源、発生原因、発生状況等を監視するとともに、必要な調査をするものとする。

3 町は、前項の規定による調査の結果について、その状況を必要に応じ公表するものとする。

(住民等の責務)

第4条 住民は町の実施する自然保護及び公害の発生防止に関する施策に協力しなければならない。

2 住民は、日常生活に伴なつて生ずる廃棄物、汚水等を適切に処理し、常に生活環境の保全に努めなければならない。

3 住民は、道路、河川等の公共の場所及び観光地等を汚染しないようにするとともに、常に自然環境の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴なつて生ずる公害の発生を防止し、環境保全を図るために、自らの責任において必要な措置を講ずるとともに町が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

(排出基準)

第6条 町長は、排出し又は発生する排液等の濃度、又は程度の許容限度を示す排出基準を定めなければならない。

2 町長は前項の規定による排出基準を定めようとするときは、池田町環境保全審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞かなければならない。

3 町長は第1項の規定による排出基準を定めたときは、これを公示しなければならない。

(立地規制)

第7条 特定施設を設置しようとする者及び特定事業を行なおうとする者は当該施設又は当該事業について自然破壊及び公害の発生を防止するため、前条で定める基準に従わなければならない。

2 町長は前項の規定により、施設若しくは事業を定めようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

(施設等の届け出)

第8条 前条第1項に規定する施設を設置しようとする者、又は事業を行なおうとする者はあらかじめ次の各号に掲げる事項を規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。当該届け出た事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 施設の設置場所又は事業の場所

(3) 施設の種類、数量及び構造又は事業の種類及び事業を行なう期間

(4) 排液等の処理の方法

(5) その他町長が必要と認める事項

2 第7条第1項の規定により、施設又は事業を定めた際、現に当該施設を設置し、又は当該事業を行なつている者は前項の規定にかかわらず当該施設又は事業を定めた日から起算して30日以内に前項各号に定める事項を町長に届け出なければならない。当該届け出た事項を変更しようとするときは、前項後段の規定を準用する。

(指導)

第9条 町長は、環境保全に関する思想の普及に努めるとともに自然破壊及び公害が発生しているとき、又は発生のおそれがあるときはその除去又は防止について、適切な指導をするものとする。

(勧告)

第10条 町長は環境保全に障害を及ぼしている者に対し、その障害を及ぼしている施設の構造若しくは使用の方法又は排液等の処理の方法の改善、その他障害の除去、若しくは防止について、期限を定めて、必要な措置を行なうように勧告することができる。

(措置命令)

第11条 町長は前条の規定により、勧告を受けた者が同条の規定により定められた期限内に必要な措置を行わないときは、期限を定めて、同条の規定による措置を行なうべきことを命令することができる。

2 町長は前項の規定により命令しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

(弁明の機会)

第12条 町長は前条第1項の規定により命令しようとするときは当該命令を受ける者に対し、期限を定めて弁明の機会を与えなければならない。

(措置の届け出等)

第13条 第10条の規定による勧告又は第11条の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく措置をしたときは、10日以内に町長に届け出て当該措置について町長の検査を受けなければならない。

(有効保持)

第14条 前条の規定による検査を受けた者は、当該検査に係る措置を有効に保持しなければならない。

(苦情及び紛争の処理)

第15条 環境保全に関する苦情又は紛争が生じた場合においては、当事者は町長に対し、その苦情又は紛争の処理に係る和解のあつせんを申し出ることができる。

2 町長は前項の規定による申し出があつたときはすみやかに実情を調査し、その苦情又は紛争が適正に解決するよう努めなければならない。

3 町長は前項の規定による苦情又は紛争を処理するにあつて、必要と認めたときは審議会の意見を聞くものとする。

(報告の聴取及び立入検査)

第16条 町長はこの条例の施行に必要な限度において公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者、又は環境保全に支障を及ぼしている者から報告を求め又は職員をして排液等を排出し、若しくは発生している工場、事業所、その他の場所に立入り必要な施設、書類その他の物件を調査若しくは検査させることができる。

2 前項の場合において、職員はその身分を証する証明書を携帯し関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(審議会の設置)

第17条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定による審議会その他の合議制の機関として、池田町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第18条 審議会はこの条例において、審議会の意見を聞くこととされているもののほか、環境保全に関する重要事項について、町長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第19条 審議会は委員10人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第20条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第21条 審議会に会長を置き委員が互選する。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第22条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(特別委員)

第23条 審議会は専門の事項を調査するため、必要があるときは特別委員を置くことができる。

2 特別委員は審議会の意見を聞いて町長が委嘱する。

3 特別委員は専門の事項について調査が終つたときは、解任されるものとする。

(部会)

第24条 審議会に専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(幹事)

第25条 審議会に必要があるときは幹事を置くことができる。

- 2 幹事は役場職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して6ヶ月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第17条から第25条までの規定は公布の日から施行する。

附則（平成12年3月21日条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)